

県奨学金の大学生への適用継続と 充実をもとめる要望書

2008年 11月 12日

徳島県教育長 様

徳島県生活と健康を守る会連合会
会 長 板東 光美
住所 徳島市末広4丁目4-23
TEL (088) 626-5561

貧困と格差のひろがりや家計を直撃し、子どもたち・学生にも深刻な影響がでています。そんななかで奨学金制度は、子どもたち・学生が安心して学ぶためのかけがえのない「命綱」です。学費（特に大学）が高騰している今、憲法の保障する「教育を受ける権利」の実現 … お金の心配なく、学校へ通えるようにするために、奨学金制度の充実こそ必要であり、廃止するなど言語道断です。

新聞報道によると、県奨学金のうち大学生・短大生への新規貸与を2009年度までで終わるとし、その理由を日本学生支援機構などの制度で代替できるとしています。しかし、地方自治体は国とともに、あらゆる奨学の方法を講じて修学の機会を確保することが責務であり、「他の制度があるから」とその責務を放棄することは許されません。しかも、日本学生支援機構の奨学金制度は、政府の方針により有利子奨学金ばかりが増え、卒業時に数百万円の負債を抱え、返済する不安から借りづらく、返しにくい奨学金になっている問題をもっています。無利子の県奨学金は多くの子どもたち・学生から喜ばれています。

奨学金は本来、憲法の定める「教育を受ける権利」を保障するための制度であり、国とともに県は県民が安心して利用できる制度にする責任があります。世界では教育費の無償化をすすめている国が圧倒的です。欧米では給与制奨学金（返済の必要がない）を実施しています。将来をにやう子どもたち・学生が、お金の心配なく学び、成長できるように、下記のことを要望します。

記

1. 県奨学金の大学生・短大生への貸与「廃止」を中止してください。
2. 県奨学金とともに、他の奨学金の貸与を受けることを認めてください。
3. 県奨学金の返還で、猶予だけでなく低所得による「免除」もしてください。
4. 給与制の奨学金を新設してください。